

## 第8回議会改革推進会議

### 「政務活動費の手引」案（初校）への意見について

■第7回の議会改革推進会議の改訂案に関し、各会派から出された意見は下記の通りです。

#### 自由民主党

##### ■事務所費について

原 案：自己所有物及び配偶者又は3親等以内の親族、生計を一にしている者の所有物件の賃料ないし使用料、分担金の支出に充当することはできません。

**変更案**：自己所有物及び生計を一にしている者の所有物件の賃料ないし使用料、分担金の支出に充当することはできません。

原 案：自己所有物及び配偶者又は3親等以内の親族、生計を一にしている者の経営する法人の所有物件の賃料ないし使用料、分担金の支出に充当することはできません。

**変更案**：議員もしくは生計を一にしている親族が代表者・役員等の地位にある法人の場合は充当できないが、但し、宅地建物取引業の許可を得て業としている法人であれば充当することができる。

その他：手引6Pに収支報告書として事務所状況報告書の写し（契約書等を添付）となっているが、提出の範囲を事務所状況報告書及び賃貸借契約書の写し、領収書を添付することで証明できるのではないか。

##### ■自動車リース料の適用する按分率について

手引14Pにリース車を私的活動と併用して使用する場合は共通按分率1/4を適用とあるが、すべて「共通按分率1/2を適用又は活動実態による充当」とすることで良いのではないか。

その他：手引3Pの政務活動、それ以外の議員活動及び私的活動が混在する場合の共通按分率1/4についても、すべて1/2としても良いのではないか。

##### ■人件費

原 案：次の場合は県民から不信を招くことのないよう、政務活動費の充当を自粛する。

- ・ 配偶者、三親等以内の親族及び同一生計者への人件費
- ・ 自己、配偶者、三親等以内の親族、及び同一生計者が経営する法人職員への人件費

**変更案**：生計を一にしている親族を雇用する場合、その給与等に対して政務活動費を充当することはできません。

※大阪府議会のルールを引用

その他：職員雇用状況報告書に雇用実態が客観的に確認できる証拠書類として、雇用契約書、源泉徴収票など税務署への申告書類、社会保険・雇用保険の加入及び支払関係の書類、賃金台帳等を添付とあるが、提出物は会派及び議員に任せることとするで良いのではないか。

政務活動を補助する職員を会派又は議員が雇用する際は、Ⅰ、Ⅱいずれかの方法によることとあるが、会派が雇用する職員については、政務活動の事務のみをすとなれば、100%充当できるのではないか。

(雇用契約書に基づき、仕事をするのであるから100%充当も可能。雇用契約書に記載の『従事すべき業務内容』は客観的証明になる。)

**【参照】**

Ⅰ 共通按分率1/2を適用

Ⅱ 活動実態による充当(賃金台帳等により雇用実態を文書で明確に説明できる場合に限る。)

## **自民党奈良**

政務活動費を廃止してはどうかという意見もあった。また、手引の改訂案には政務活動費の交付を辞退するケースが追加されているので、辞退の方法により政務活動費を受け取らないことも考えられる。

その他の意見：事務所費で、宅地建物取引業の許可を得て業としている法人であれば、どのようなケースでも充当できるとしてはどうか。

## **日本共産党**

◆全額「会派交付」に改める

政務活動費の交付は、全額を会派ごとに交付するよう改め、その旨を反映させること。

◆交付方法を「事後交付」に改める

政務活動費の交付方法について、四半期に1回3ヶ月の支出を会派でまとめて報告し、その金額を事後交付することし、その旨を反映させること。

◆政務活動費の交付対象について

視察先への手土産代は、社会通念上理解を得にくいと考え、政務活動費の交付対象とするべきではない。

**民進党**

■人件費

原 案：次の場合は県民から不信を招くことのないよう、政務活動費の充当を自粛する。

- ・配偶者、三親等以内の親族及び同一生計者への人件費
- ・自己、配偶者、三親等以内の親族、及び同一生計者が経営する法人職員への人件費

**変更案**：親族の雇用については、特に県民の誤解を招く恐れがあるので、生計を一にする親族は雇用できない。

※職員雇用状況報告書を提出することで透明性の確保が担保できる。

**日本維新の会**

手引 P 1：冒頭に政務活動の定義を明示した方がよい。

P 2：「原則として、全ての政務活動費に共通按分率を適用することとする」

↓

「按分対象の政務活動費に共通按分率を適用することとする」

P 3：充当期間の整理時期について現金主義とあるが会計年度の考え方から、当該年度分の支払いが3月31日を超えた場合に認められないのはおかしい。

P 3：⑥充当の整理時期について、「任期を超える期間の相当額を返還する」について、そもそも年度や任期をまたぐもの（専門紙購読料等）については最初から、年度末や任期末で区切った分を分割して請求するようにはどうか。

P 6：「バス代等領収証が取得できない場合のみ支払証明書」

↓

「電車代、バス代等領収証が取得できない場合のみ支払証明書」

※新幹線等、券売機で領収証が発行されるものは別として、在来線の電車代を想定している。

P 6：自動車記録簿について

「按分率1／2を超えて充当する場合」

↓

「共通按分率を超えて充当する場合」

P 10：調査研究費の調査委託費について

「配偶者・三親等以内の親族及び同一生計者を相手方とする調査委託費へ

の政務活動費の充当は認められない。」について、個人契約も法人契約も共に認められないのか不明確なので、明確にしたほうがよい。

P12：「領収証等に書籍名の記載がない場合には、表紙の写し等を添付すること」

↓

「領収証等に書籍名の記載がない場合には、領収証貼付用紙の余白に改めて記入するか、大量にわたる場合には一覧を別途作成のうえ添付すること」

※何十冊も購入している場合は、作業が膨大になる、また偽造しようとするれば図書館や知人から借りてコピーするなど、いくらでもできるので、偽造の抑止とはなりえない。従来どおりの方法で問題ないのではないか。

P12：「備品は1件あたり購入価格3万円以上物品とし」

↓

削除

※高ければ認められるという理屈は理解ができないため

P22：提出等の時期

4月分から9月分の上半期は、提出後ただちにインターネット等で公開されるのか、翌3月分までの年度分の提出後、1年分まとめて公開されるのか、この書きぶりでは不明なので明記しておいたほうが良い。

その他、全体を通して

- ◆現行の前払い方式から精算払い方式に変更するなどの意見については交付時期の記載がない。(精算は、4月末日に提出のみが記載されている)議論の結果、現行どおり前払い方式でも交付時期を明示すべきではないか。
- ◆人件費などの支出要件、三親等以内の親族は「自粛する」について、労働条件などにより安価に押さえることができることもあり、但し書きが必要ではないか。全てをハローワークを通して雇用することとすれば、交通費支給、社会保険料負担、その他手当の支給など、今以上高額な支払いとなることと秘密の保持などについても問題が生じることもあるのではないか。

## 創生奈良

- ◆車のリース代の充当は禁止したほうがいいのではないか。
- ◆大学院の授業料の充当は一定の制限の文言が必要ではないか。
- ◆事務所費、人件費の三親等以内の親族自粛は厳しすぎるので、充当を1/2にすることや税務関係の書類を添付することを基本に充当の可否を検討すべきではないか。
- ◆会議開催での飲食費の充当禁止は賛成である。

## 自民党絆

- ◆議会改革推進会議で決められた方針に従うが、政務活動費の減額・廃止も考慮して議論を行ってほしい。